

1 2月17日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【2月20日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機 : イラン、オマーン、シンガポール、ブラジル(バイア州)

【2月18日午前0時以降適用開始】

6日間待機 → 3日間待機 : 米国(イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州、フロリダ州)

3日間待機 → 待機なし : アンゴラ、エクアドル、エスワティニ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、パナマ、フィンランド、ブラジル(アマゾナス州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)、ポーランド、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(13か国・地域)

イタリア、ウズベキスタン、英国、エジプト、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ネパール、ノルウェー、パキスタン、フランス、ポルトガル

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(51か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、イスラエル、イラク、イラン、インド全土、インドネシア、エストニア、オーストラリア全土、オーストリア、オマーン、カナダ全土、韓国、カンボジア、キプロス、ギリシャ、サウジアラビア、ジョージア、シンガポール、スイス、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、タイ、チェコ、チリ、トルコ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブラジル(サンタカタリーナ州、サンパウロ州、バイア州、パラナ州)、仏領レユニオン島、米国全土、ペルー、ベルギー、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン、ロシア全土

(計64か国・地域)